

7 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年3月28日、東京都の住民1人から、国(代表者環境大臣及び国土交通大臣)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、東京都に居住して10年目の平成3年1月7日に気管支ぜん息を発症し、以降現在に至るまで約17年間闘病生活を続けている。また、申請人は、平成20年5月ころ、肺がんとの診断を受けた。それらの健康被害は、自動車から排出される大気汚染物質により大気汚染が進行したことが原因であり、被申請人には道路の設置管理に瑕疵があったこと又は自動車排出ガス規制権限を適切に行使して大気汚染を防止し、同汚染を除去すべき法的義務があるのに、これを怠った違法があるとして、国家賠償法2条1項又は1条1項に基づき、被申請人に対し、3,600万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年3月12日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

平成20年(セ)第2号事件 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文
本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1章 当事者の求める裁定

第1 申請人

被申請人は、申請人に対し、3600万円を支払え。

第2 被申請人

主文と同旨

第2章 事案の概要

本件は、東京都23区(以下「本件地域」という。)内に居住している申請人が、自動車から排出される大気汚染物質により同地域の大気汚染が進行したことが原因で、気管支ぜん息等を発症する健康被害を被ったと主張し、被申請人に対し、道路

の設置管理に瑕疵があったこと（国家賠償法2条1項。以下、同法を「国賠法」という。）又は自動車排出ガス規制権限を適切に行使して大気汚染を防止し、同汚染を除去すべき法的義務があるのに、これを怠った違法があること（国賠法1条1項）を理由として、損害金3600万円の支払を求めた責任裁定の事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）